平成２３年（フ）第４０１号
福岡市南区若久６丁目73番15号
債務者　佩川　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１４号
福岡市東区千早１丁目９番３―409号
債務者　齋藤　　功
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２４号
福岡市南区老司３丁目34番10号
債務者　高尾　正幸
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３０号
福岡市早良区有田２丁目６番６号
債務者　中村まり子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４４４号
福岡市東区馬出６丁目３番38号
債務者　伊東　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５３号
福岡市中央区高砂２丁目12番29号
債務者　淀川　文代
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６６号
福岡市東区筥松２丁目４番１―201号
債務者　齊藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７０号
福岡市東区御島崎１丁目８番505号
債務者　今村憲一郎
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８３号
福岡市西区下山門団地１番302号
債務者　中嶋美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８００号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目１番４―310号
市住4310
債務者　里見　清吾
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市吉野町6201番地６
債務者　眞邉ゆみこ
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１号
鹿児島県鹿児島市上荒田町41番10号　第一九工マンション207号
債務者　白井　洋美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４５号
鹿児島県鹿児島市吉野町2164番地１　クレールハウスＹ306号
債務者　若狭　卓也
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１号
北海道苫小牧市大成町１丁目９番１―709号
債務者　森下きみ子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３５号
北海道苫小牧市明野新町３丁目21番19号　明野グローリ105号
債務者　田中　康憲
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６８号
福岡県直方市大字中泉1015番地１
債務者　熊谷真由美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１４号
福岡県直方市大字感田3565番地１
債務者　鯰井　　親
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１６号
福岡県直方市大字下境3803番地１
債務者　徳丸　敏雄
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所直方支部